

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年 7 月

敦 賀 市

1 目的

本業務は、日本海側屈指の港湾として発展してきた敦賀湾を結ぶ鉄道として、『鉄道と港のまち敦賀』を築く礎として機能した旧敦賀港線の廃線敷（以下、「廃線敷」という）について、上位・関連計画の整理や計画対象地の立地条件等を分析評価し、歴史的背景を汲みした上で、活用にかかる機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、基本方針及び導入機能の内容概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の検討に基づいて、土地利用（空間構成）および動線、活性化の基本的な内容を検討し、利活用計画をとりまとめることを目的とする。

なお、対象となる廃線敷は、令和7年7月1日に都市公園予定区域として指定したところである。

業務の受託者の選定にあたっては、事業者の本市への理解度や分析力、企画力、専門性、実績などを総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 公募概要

(1) 業務名

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務

(2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（ただし、業務期間については協議の上、変更可能とする。）

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

16,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、単独事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第６号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 共同事業体を構成する構成員は、単独事業者又は本事業に応募する他の共同事業体の構成員でないこと。
- (10) 配置技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者を管理技術者及び照査技術者に配置できる者。共同企業体で提案する場合は、構成員のいずれかにて配置できれば良いものとする。
- ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設（都市及び地方計画）」の資格の有資格者）
 - イ R C C M（登録技術部門「都市計画及び地方計画」または「造園」）
 - ウ 登録ランドスケープアーキテクト（R L A）

4 スケジュール

公募開始から業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
公募開始	令和７年７月１日（火曜）
プロポーザルに関する質問書受付締切	令和７年７月１１日（金曜）午後５時まで
質問書に対する回答期限	受付後１週間以内（随時）
プロポーザル参加申請書類の受付締切	令和７年７月２３日（水曜）午後５時まで
企画提案書類の受付締切	令和７年８月２０日（水曜）午後５時まで
企画提案選考（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和７年８月下旬から９月上旬（予定）
結果通知	令和７年９月上旬（予定）

5 申込方法

(1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、市ホームページにおいて公開する。

(2) 質問書の受付及び回答

「質問書」（様式６）に要旨を簡潔にまとめ、「１１ 担当部署」のＥメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は受け付けない。

また、回答は、市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

(3) 参加申請書類に関する事項

参加を希望する者は、「６ 参加申請書類及び企画提案書類の作成要領」に定める参加申請書類を「１１ 担当部署」に、令和７年７月２３日（水）までに持参または郵送（必着）

すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

(4) 企画提案書類に関する事項

企画提案書類は、「6 参加申請書類及び企画提案書類の作成要領」に定める企画提案書類を「11 担当部局」に、令和7年8月20日（水）までに持参または郵送（必着）すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、持参する場合は、正本1部、副本1部、電子データPDF形式（CD-R）を提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

6 参加申請書類及び企画提案書類の作成要領

記載事項		内容に関する留意事項
参加申請書類	(1)参加申請書(表紙)	①共同事業体で提案する場合は、代表構成団体の会社名等を記載すること。 ②A4判1頁
	(2)参加資格確認申請書(様式1)	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 ②共同事業体で提案する場合は、代表構成団体にて構成団体の該当及び非該当の申告をとりまとめて作成すること。 ②A4判1頁
	(3)会社概要書(様式2-1)	①会社名、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先、設立年月日、資本金、売上高(直近3年度分)、主な事業内容、従業員数を記載すること。 ②共同事業体で提案する場合は、構成団体の会社概要書を取りまとめて(共同事業体で提案する場合は、構成団体ごとに1頁とする。)作成すること。 ③A4判1頁
	(4)共同事業体構成表(様式2-2)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者名等を記載すること。 ③A4判1項。
	(5)共同事業体委任状(様式2-3)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載するとともに、各代表社印を押印する

企画提案書類		こと。 ③A 4 判 1 項。ただし、構成団体が複数に及ぶ場合はこの限りではない。
	(6)業務実績(様式 3)	①過去において、廃線敷や線路跡地（もしくは類似する内容を含む）の利活用に関する基本構想若しくは基本計画策定業務又は調査等業務の元請受注実績を記載すること。また、共同事業体で提案する場合は、代表構成団体及び各構成団体の上記実績を記載すること。 ②実績として記載した業務の契約書の写しを添付すること。 ③枚数は必要に応じて追加すること。
	(7)業務の企画提案 (様式 4－1)	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 その際、特に以下の事項について留意すること。 ・敦賀市の地勢、実状、業務箇所の特性、上位・関連計画、業務箇所周辺の関連事業並びに本事業について記載すること ・業務箇所に関連する上位・関連計画を整理し、業務箇所周辺の土地利用の状況を把握するための調査項目や整理方法を意識すること ・「敦賀まちづくりアクションプログラム」の施策の方向性に沿って、廃線敷の利活用計画の策定に向けた計画内容の基本的方向性及び利活用の内容や機能などを示すこと ・残置レール等の鉄道遺産を考慮した景観や土地利用（空間構成）について考えを記載すること ・業務箇所の近隣住民や多様な主体（活用主体に成りうる団体や地域住民等）などの意見集約や対話の場としてのワークショップの進め方や考え方について記載すること ・景観・環境保全・管理運営等の概略の方針を示すこと ・<u>再生可能エネルギー活用等のエネルギー構造高度化に寄与する取り組みを検討すること</u> ②記載に当たり、文章を補完するための最小限の概念図、イラスト、写真・イメージ図を用いることは可とするが、内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。 ③A 4 判 6 頁以内又は A 3 判 3 項以内とし、様式 4－1（表紙）を添付すること。なお、表紙は頁数には含まない。
	(8)業務実施スケジュール(様式 4－2)	①A 4 判 1 頁以内（縦横・様式自由）とすること。
	(9)業務実施体制（様式 4－3）	①業務実施体制については、配置予定者の氏名、所属・役

	式４－３)	職、資格名称と取得年月日を明記すること。
	(10)配置従事者実績書 (様式４－４)	②資格及びその専門分野を証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。 ③様式４－３に記載した技術者ごとに様式４－４に実績等を記入すること。
	(11)見積書（様式５）	①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。 ②内訳書を添付すること。（任意様式）

7 審査及び選定方針

(1) 審査方針

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類及びプレゼンテーション等の審査を行う。

(2) 選定方針

審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーション等について、別表の評価基準等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点となった者が、複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。

なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

(3) 参加承認等の通知

参加申請書類の確認後、本プロポーザルへの参加承認の結果は令和７年７月２９日（火）までに申請者に電子メールにて通知する。また、審査委員会等の日時と場所について令和７年８月１日（金）までに電子メールにて通知する。

(4) プレゼンテーション等の実施

提出のあった提案について、審査委員会に対しプレゼンテーション等を行う。

なお、多数の参加申請者があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合には、参加資格要件を満たす者の中から、参加申請書類を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定しプレゼンテーション等を実施する。

ア 実施予定日

令和７年８月下旬から９月上旬 ※時間・場所等は、対象となる事業者へ別途連絡

イ 実施方法

プレゼンテーションの出席者は５名以内とし、プレゼンテーション等の時間は、一人につき４０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング２０分）とする。

内容は、企画提案書等に基づくものとし、追加の資料配布（追加提案）は、認めないものとする。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備を行う（※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子）。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意を行うこと。会場内での事業者による録音、録画は禁止とする。

(5) 結果通知

ア 審査結果については、令和７年９月上旬頃に企画提案書類提出事業者（共同事業体で提案する場合は代表構成団体）に通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

- (1) 上記 7 で選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。契約が成立しない場合は審査委員会による評価点数が高い者から順に契約締結の交渉を行うこととする。
- (2) 本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、上記 7 で選定された契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申請書類及び企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- (2) 参加申請書類及び企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの。
- (3) 参加申請書類及び企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの。
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 参加申請書類及び企画提案書類提出事業者が 3 に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された参加申請書類及び企画提案書類等は、一切返却しない。
- (2) 提出された参加申請書類及び企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された参加申請書類及び企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成 11 年 6 月 29 日条例第 14 号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（部分公開）するものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 参加申請書類及び企画提案書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。
- (6) また、参加申請書類の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式 7）を提出すること。

11 担当部署

- ・敦賀市まちづくり観光部まちづくり推進課
- ・住 所：福井県敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号
- ・T E L：0770-22-8137
- ・F A X：0770-23-4127
- ・E メール：machidukuri@ton21.ne.jp

別表 1 評価基準

評価項目	評価の視点・基準	配点
敦賀市及び事業の理解度、取組意欲	・敦賀市の地勢、実状、業務箇所の特性、上位・関連計画、事業箇所周辺の関連事業並びに本事業に対して十分な理解と取組意欲を有しているか ・事業箇所周辺の土地利用の状況を把握するための調査項目や整理方法が良く整理されているか	10
同種・類似業務の実績	・同種・類似業務（特に廃線敷や線路跡地の利活用に係る）実績に基づくノウハウ及び経験を本業務に活かせる可能性が高いか	10
業務実施体制	・配置予定技術者は、調査業務に必要な技術や免許・資格を有し、業務実績も豊富であるなど、調査業務を遂行できる能力があると判断できるか ・業務実施スケジュールやフローの内容が具体的かつ実現可能か	10
業務内容	（市民意識の把握・住民参加型ワークショップ等の開催について） ・事業箇所の周辺住民等や多様な主体（活用主体に成りうる団体や地域住民等）の意見集約やワークショップの進め方や考え方が具体的に示され、市民意向の把握が十分になされる内容か	10
	（先進事例調査について） ・先進事例の調査地や調査項目などが利活用コンセプトや導入機能の検討の参考となることが期待される調査内容となっているか	10
	（利活用コンセプトの策定について） ・廃線敷の利活用コンセプトの策定に向けた利活用の視点が示されているか	15
	（基本計画の検討について） ・基礎調査、市民意向把握のワークショップ、先進事例調査、利活用コンセプトを踏まえて、基本計画を検討する道筋が示されているか	20
独自提案	・仕様書に定める業務内容について、業務実績やノウハウを活かした独自の提案が具体的に示されているか	10
見積額	・5点×（最低提案価格/自社提案価格） ※小数点第2位以下切り捨て	5